

# お知らせ【重要】

平成29年2月22日

## 制限付き一般競争入札（事後審査型）の改正について

小 浜 市

### 【改正の趣旨】

公共工事の入札制度の公平性や透明性をさらに確保するため、適切な競争参加条件を設定した一般競争入札の対象範囲を拡大し、不適格業者の排除ならびに地域建設業界の健全で持続的な発展を推進するため。

### 【改正の概要】

#### 1 対象工事

（改正前）原則として、設計額が1千万円を超える工事および制限付き一般競争入札（事後審査型）によることが適当であると認める工事

（改正後）原則として、設計額が130万円を超える工事および制限付き一般競争入札（事後審査型）によることが適当であると認める工事

### 【適用日】

平成29年4月1日以降に入札公告を行う工事が対象

### 【その他】

「制限付き一般競争入札（事後審査型）制度概要」、「一般競争入札公告共通事項」、「現場代理人の兼務の取扱いについて」、「入札参加資格要件における手持ち工事件数の取扱い」等を熟読して下さい。

### 指名競争入札で入札に参加されていたみなさまへ

制限付き一般競争入札（事後審査型）では、指名通知は発行されません、入札公告を確認のうえ入札に参加して下さい。

問い合わせ：小浜市 総務課 契約検査グループ

TEL 0770-64-6003（直通）